

令和 8 年 3 月 1 9 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について（令和 5 年 1 2 月 2 0 日事企法—3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日（別表給実甲第 3 5 1 号（特地勤務手当等の運用について）の欄を改める部分については、同年 3 月 1 9 日）以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」別表給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の欄、給実甲第 1 3 0 6 号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）の欄、国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成 2 6 年 5 月 2 9 日人企—6 6 0）の欄、検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について（平成 1 5 年 1 0 月 1 日人企—8 2 5）の欄、職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣の運用について（平成 2 9 年 5 月 1 9 日人企—4 9 6）の欄、職員の令和七年国際博覧会特措法第 1 4 条第 1 項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年 5 月 2 3 日人企—6 0）の欄、職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣

の運用について（令和2年6月12日人企一597）の欄及び職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣の運用について（令和4年6月24日人企一791）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例によってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後					改正前				
別表（第1項、第2項、第4項関係）					別表（第1項、第2項、第4項関係）				
人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第326号 （人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）	(略)	(略)	(略)	廃棄	給実甲第326号 （人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）	(略)	(略)	(略)	廃棄
	<u>第12条関係第2項第3号若しくは第3項、第15条関係第1項第2号（同条関係第2項においてその例による場合を含む。）</u> 、 <u>第15条の2関係第4項第2号、第23条関係</u>	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年			<u>第15条関係第7項第2号、第17条関係ただし書、第20条関係第6項若しくは第10項ただし書、第22条関係第2項ただし書、第23条関係第3項、第39条関係第1</u>	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	

	第3項、第39条関係第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第40条関係第2号又は <u>学歴免許等資格区分表</u> 関係第5項の承認に関する文書					項ただし書若しくは第2項ただし書、第40条関係第2号、 <u>学歴免許等資格区分表</u> 関係第5項又は <u>在級期間表</u> 関係第1項ただし書若しくは第2項の承認に関する文書				
	<u>第37条</u> 関係第10項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書				<u>第11条</u> 関係第8項又は第37条関係第10項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書			
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
給実甲第254号 (初任給)	第3の第1項(第5の第1項にお	俸給関係審査協議書 当該俸給関係	5年	廃棄		給実甲第254号 (初任給)	第3の第1項(第5の第1項にお	俸給関係審査協議書 当該俸給関係	5年	廃棄

基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について)	いて準用する場合を含む。)若しくは第2項、第5の第2項又は第6の第2号の承認に関する文書	審査協議書による申請に対する承認の文書		
給実甲第1306号(初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定について)	第2項ただし書、同項第6号、第3項又は第5項の承認に関する文書	初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1380号	第3項又は第4項の承認	規則9—8—97附則第3	5年	廃棄

基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について)	いて準用する場合を含む。)若しくは第2項、第5の第2項又は第7の第2号の承認に関する文書	審査協議書による申請に対する承認の文書		
給実甲第1306号(博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について)	第1の第1項ただし書若しくは第2項又は第2の第2項ただし書、第3項若しくは第5項の承認に関する文書	博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第151号	規則第4条関係第3項	異動後の各庁の長に送付さ	1年	廃棄

号（人事院規則 9—8—97 附則第 3 条の規定に基づく号俸の調整について）	認に関する文書	条の規定に基づく号俸の調整に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書		
給実甲第 151 号（通勤手当の運用について）	規則第 4 条 関係第 1 項の承認に関する文書	定期券、契約書、領収書等の写し	確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後 6 年	廃棄
	規則第 4 条 関係第 4 項の通勤手当認定簿の写し	異動後の各庁の長に送付された通勤手当認定簿の写し	1 年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(通勤手当の運用について)	の通勤手当認定簿の写し	れた通勤手当認定簿の写し		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

給実甲第 180号 (初任給 調整手当 の運用に ついて)	その他の事 項第1項又 は第2項の 調書	第一種初任給 調整手当支給 調書 第二種初任給 調整手当支給 調書	支給し なくな る日に 係る特 定日以 後10年	廃棄
	規則第2条 関係第2項 又は規則第 11条関係 第2項の通 知の文書の 写し	併任官職に係 る第一種初任 給調整手当又 は第二種初任 給調整手当の 支給の有無の 通知の文書の 写し	通知す る日に 係る特 定日以 後5年	
	その他の事 項第5項の 協議に関す る文書	初任給調整手 当の取扱い等 についての協 議の文書 当該協議に対 する回答の文 書	決定の 効力が 失われ る日に 係る特 定日以 後5年	
給実甲第 220号 (期末手	第35項第 6号又は第 40項ただ	定年前再任用 短時間勤務職 員等であった	決定の 効力が 失われ	廃棄

給実甲第 180号 (初任給 調整手当 の運用に ついて)	その他の事 項第1項の 初任給調整 手当支給調 書	初任給調整手 当支給調書 (新設)	支給し なくな る日に 係る特 定日以 後10年	廃棄
	第2条関係 第2項の通 知の文書の 写し	併任官職に係 る初任給調整 手当の支給の 有無の通知の 文書の写し	通知す る日に 係る特 定日以 後5年	
	その他の事 項第4項の 協議に関す る文書	初任給調整手 当の取扱い等 についての協 議の文書 当該協議に対 する回答の文 書	決定の 効力が 失われ る日に 係る特 定日以 後5年	
給実甲第 220号 (期末手	第34項第 6号又は第 39項ただ	定年前再任用 短時間勤務職 員等であった	決定の 効力が 失われ	廃棄



給実甲第	(略)	(略)	(略)	廃棄
351号 (特地勤 務手当等 の運用に ついて)	規則第8条 関係第1項 の特地勤務 手当及び特 地勤務手当 に準ずる手 当支給調書	特地勤務手当 及び特地勤務 手当に準ずる 手当支給調書	支給し なくな る日に 係る特 定日以 後5年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国と民間 企業との 間の人事 交流の運 用につい て(平成 26年5 月29日 人企一6 60)	官民人事交 流法第8条 関係第3項 の交流派遣 の期間の延 長に係る事 項を記載し た書類	交流派遣の期 間の延長につ いて人事院の 承認があった ものとして取 り扱った場合 の報告書	人事交 流が終 了する 日に係 る特定 日以後 3年	廃棄
	官民人事交 流法第19 条関係第3 項の任期の 更新に係る 事項を記載 した書類	交流採用に係 る任期の更新 について人事 院の承認が あったものと して取り扱っ た場合の報告		

給実甲第	(略)	(略)	(略)	廃棄
351号 (特地勤 務手当等 の運用に ついて)	規則第9条 関係第1項 の特地勤務 手当及び特 地勤務手当 に準ずる手 当支給調書	特地勤務手当 及び特地勤務 手当に準ずる 手当支給調書	支給し なくな る日に 係る特 定日以 後5年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国と民間 企業との 間の人事 交流の運 用につい て(平成 26年5 月29日 人企一6 60)	規則第40 条関係ただ し書の協議 に関する文 書	交流派遣後職 務に復帰した 職員の昇格の 別段の取扱い に係る俸給関 係審査協議書 当該俸給関係 審査協議書に 対する回答の 文書	5年	廃棄
	官民人事交 流法第8条 関係第3項 の交流派遣 の期間の延	交流派遣の期 間の延長につ いて人事院の 承認があった ものとして取	人事交 流が終 了する 日に係 る特定	

	書
規則第34条関係第3項及び規則第44条関係第3項の計画の変更に係る事項を記載した書類	交流派遣の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取り扱った場合の報告書 交流採用の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取り扱った場合の報告書
規則第34条関係第4項及び規則第44条関係第4項の同意の文書の写し	交流派遣の実施に関する計画の変更に係る交流派遣職員の同意の文書の写し 交流採用の任期の更新に係

長に係る事項を記載した書類	り扱った場合の報告書	日以後 3年
官民人事交流法第19条関係第3項の任期の更新に係る事項を記載した書類	交流採用に係る任期の更新について人事院の承認があったものとして取り扱った場合の報告書	
規則第34条関係第3項及び規則第44条関係第3項の計画の変更に係る事項を記載した書類	交流派遣の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取り扱った場合の報告書 交流採用の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取	

		る交流採用職員 の同意の文 書の写し				り扱った場合 の報告書			
					規則第34 条関係第4 項及び規則 第44条関 係第4項の 同意の文書 の写し	交流派遣の実 施に関する計 画の変更に係 る交流派遣職 員の同意の文 書の写し 交流採用の任 期の更新に係 る交流採用職 員の同意の文 書の写し			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
検察官そ の他の職 員の法科 大学院へ の派遣の 運用につ いて（平 成15年 10月1 日人企一 825）	規則第13 条関係第2 項の協議に 関する文書	第11条派遣 職員に係る派 遣前給与の年 額の算定につ いての協議の 文書 （削る）	5年	廃棄	検察官そ の他の職 員の法科 大学院へ の派遣の 運用につ いて（平 成15年 10月1 日人企一 825）	規則第13 条関係第2 項又は規則 第14条関 係ただし書 の協議に関 する文書	第11条派遣 職員に係る派 遣前給与の年 額の算定につ いての協議の 文書 第11条派遣 職員に係る職 務復帰後の昇 格の別段の取 扱いについて	5年	廃棄

		当該協議に対する回答の文書					の協議の文書 これらの協議に対する回答の文書		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣の運用について（平成29年5月19日人企一496）	規則第10条関係第1項の協議に関する文書	福島相双復興推進機構に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 (削る)  (削る)	5年	廃棄	職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣の運用について（平成29年5月19日人企一496）	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書きの協議に関する文書	福島相双復興推進機構に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 福島相双復興推進機構に派遣された職員に係る職務復帰後の昇格の別段の取扱いに係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に	5年	廃棄

							対する回答の 文書		
職員の令和七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企—60）	規則第10条関係第1項の協議に関する文書	国際博覧会協会に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 （削る）	5年	廃棄	職員の令和七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企—60）	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書	国際博覧会協会に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 国際博覧会協会に派遣された職員に係る職務復帰後の昇格の別段の取扱いに係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書	5年	廃棄
職員の公	規則第10	福島イノベー	5年	廃棄	職員の公	規則第10	福島イノベー	5年	廃棄

<p>益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の運用について（令和2年6月12日人企一597）</p>	<p>条関係第1項の協議に関する文書</p>	<p>ション・コースト構想推進機構に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 (削る)</p> <p>(削る)</p>		<p>益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の運用について（令和2年6月12日人企一597）</p>	<p>条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書</p>	<p>ション・コースト構想推進機構に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 <u>福島イノベーション・コースト構想推進機構に派遣された職員に係る職務復帰後の昇格の別段の取扱いに係る俸給関係審査協議書</u> 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書</p>	
--	------------------------	--	--	--	--------------------------------------	--	--

職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣の運用について（令和4年6月24日人企一791）	規則第10条関係第1項の協議に関する文書	国際園芸博覧会協会に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 （削る）  （削る）	5年	廃棄
---	----------------------	--	----	----

備考（略）

職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣の運用について（令和4年6月24日人企一791）	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書	国際園芸博覧会協会に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書 国際園芸博覧会協会に派遣された職員に係る職務復帰後の昇格の別段の取扱いに係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書	5年	廃棄
---	------------------------------------	---	----	----

備考（略）

以上